

尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

討論要旨 川村つよし議員

第 18 号議案並びに第 19 号議案で一部改正される 2 つの条例、「尾張旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」と「尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、条例制定時、2014 年（平成 26 年）9 月議会で、私が反対討論をしたものだ。

賛成討論を行うことにしたのは、条例制定当時、私が問題ありと指摘した条文が削除されることになったためだ。

第 18 号議案では、第 26 条が、第 19 号議案では、第 13 条が、それに当たる。

背景に「懲戒権の削除」という民法改正がある。

「福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない」という条文は、場合によっては、子供に身体的苦痛を与えてもよい、人格を辱めてよい、という話になる。どう考えてもあり得ないと、条例制定時に考えました。

法改正という形で、私の考えが認められたと思っている。自ら考える努力を続ける励みになった。ありがとうございました。